令和 6 年 12 月 1 日

夢づくり、街づくり。
亀有信用金庫

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は従来から取扱商品の説明にあたっては、お客様に十分に説明を行い、

ご納得いただけるように努めております。また以下のとおり「勧誘方針」を策定しており、

各職員はこの方針を遵守し、営業活動を行っております。

＜金融商品に係る勧誘方針＞

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実･公正な勧誘･販売を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、訪問・電話による勧誘は午前８時４０分から午後７時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。